

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 「年収の壁」への対応 —

Q： いわゆる「年収の壁」への対応で、「106万円の壁」には会社に助成金の新設や促進手当などに対する支援があるそうですが、「130万円の壁」にはそういった支援はないのですか？

A： 労働者の配偶者で健康保険の被扶養者である20歳以上60歳未満の方（**国民年金第3号被保険者**。社会保険料の負担なし）が**社会保険の特定適用事業所**で就労している場合、**週所定労働時間20時間以上かつ賃金月額8.8万円（年間約106万円）以上**になると**短時間労働者**として社会保険に加入することになり、健康保険・厚生年金保険の各保険料負担が発生します（「106万円の壁」）。
また、特定適用事業所以外での就労でも、**年収130万円以上**になると健康保険の扶養から外れなければならない、**国民年金第1号被保険者**として国民健康保険・国民年金の各保険料負担が発生します（「130万円の壁」）。

どちらも保険料が発生しますが、「106万円の壁」では会社にも事業主負担分の保険料が発生します。その上で、さらに手取り収入を減らさない取組（賃上げ・所定労働時間の延長・社会保険適用促進手当等）を実施する会社に対しては、当面の対応として助成金等での支援を行うことになりました。

一方、「130万円の壁」については、協会けんぽで毎年行われる被扶養者の資格再確認の際に一時的に年収が130万円以上となる場合には、人手不足による労働時間延長等に伴う**一時的な収入変動**である旨の会社の証明を添付することで、迅速な**被扶養者認定を可能**とする対応が取られます（同一人につき原則、連続2回が上限）。



最近のニュースから

フリーランス 安衛法の対象に

厚生労働省は、フリーランスや個人事業主を労働安全衛生法の対象に追加する方針を示した。フリーランスらが業務上の事故で死亡、または4日以上休業するけがをした場合、仕事を発注した企業等に労働基準監督署への報告を義務付ける。違反しても罰則は設けない方針だが、是正勧告など行政指導の対象になる。今後詳細を詰め、必要な法令改正の手続きに入る。

違法残業が14,147事業所に増加

厚生労働省は、2022年度に全国の労働基準監督署が長時間労働の疑いで立入り調査した33,218事業所のうち、43%にあたる14,147事業所で違法な時間外労働が見つかり、是正勧告を行ったことを発表した。コロナ禍で休業する事業者が多かった2021年度に比べ、大きく増加した。5,247事業所では、過労死ラインとされる月80時間超の残業が行われていた。

白ナンバーのアルコール検知器による

飲酒検査 12月から義務化

警視庁は、「白ナンバー」の車両を使用する事業者へのアルコールチェック検知器によるドライバーの飲酒検査を、12月1日から義務化することを正式発表した。白ナンバーを5台以上か、定員11人以上の車を1台以上使う事業者が対象となる。道路交通法施行規則の改正によるもので、2022年10月より開始予定だったが、世界的な半導体不足の影響による検知器の安定供給困難により延期されていた。

～ 日本法令 社労士情報サイト より～

